

障害児通所支援事業

利用のてびき

令和7年4月版

I. 障害児通所支援とは

児童福祉法に基づき、心身に障害又は発達に遅れがある18歳未満の児童・生徒を対象とした療育事業です。

障害児通所支援の種類	対象児童	サービス内容
児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められた未就学児(0~6歳)	日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	学校教育法第一条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた児	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害の状態にあり、児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた児	居宅に訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。 ※障害児相談支援事業所が作成する障害児支援利用計画案が必須
保育所等訪問支援	保育所などの児童が集団生活をおくる施設に通い、専門的な支援が必要と認められた児	保育所など、児童が集団生活をおくる施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

※障害児相談支援とは

障害児通所支援の支給決定前の障害児支援利用計画案の作成や、支給決定後のサービス事業所・関係機関との連絡調整、障害児支援利用計画書の作成、一定期間ごとにモニタリングを行い利用状況の確認をすることで、利用者が安心して通所支援を受けることができるようにするための支援です。

2. サービスの対象児童・生徒

- ① 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている。
- ② 医師の診断書等により療育の必要性が認められている。
- ③ 松が谷福祉会館こども療育室等にて療育の必要性が認められている(未就学児)。

3. 利用者負担額

サービス利用にかかる利用者負担額は、サービス提供に要した費用の10%です。
所属世帯の課税状況により、下記の通り月毎の上限額が設けられています。

区分	負担上限額
生活保護世帯・低所得(区民税非課税世帯)	0円
一般1(区民税所得割28万円未満の世帯)	4,600円
一般2(区民税所得割28万円以上の世帯)	37,200円

その他、国の幼児教育・保育の無償化や多子軽減制度などもあります。
詳細はこちらへ→



4. 利用申請の流れ



① 申請の準備

○申請書類の準備

- ・療育の必要性が確認できる書類(障害者手帳、医師の診断書等、松が谷福祉会館利用状況確認書)
※松が谷福祉会館こども療育室利用中の方は申請時に申し出ください。
 - ・サービス等利用計画(案)の作成
計画相談利用の場合は障害児相談支援事業所に「障害児支援利用計画(案)」の作成を依頼してください。
申請の際に、保護者や支援者が作成した計画(セルフプラン)を作成することもできます。
 - ・本人及び保護者の身分証明書(マイナンバーカード等)
- 事業所の見学 → 台東区内の事業所についてはこちらをご覧ください。 →
- 利用したい事業所を探し、本人・保護者で見学し、プログラム内容や空き状況を確認してください。



② 利用申請・調査



○申請場所

台東区松が谷福祉会館3階(障害者自立支援センター)
住所 〒111-0036 台東区松が谷1-4-12
電話番号 03-5246-9651

事前にご予約をお願いします。

○調査内容

本人の食事や普段の行動など(5領域20項目)、成育歴、サービスの利用内容(種類や量)等について伺います。

③ 支給決定・利用開始



○受給者証交付

申請から2~3週間後に、区役所より受給者証が発行されます。

担当課 : 身体・知的 → 障害福祉課 精神・難病 → 保健予防課

○支給日数について

児童発達支援・放課後等デイサービスの支給日数の上限は原則**月23日**です。原則の日数を超えての支給を申請される場合は、療育の必要性等について状況を聞き取りさせていただきますので、申請前に下記問い合わせ先にてご相談ください。

○利用契約・利用開始

利用希望事業所に受給者証を提示し、利用契約を結んだ後に利用開始できます。

※1日に利用できる事業所は1か所までです。

5. 問い合わせ先



知的・身体 : 台東区障害福祉課 総合相談担当 電話 03-5246-1202
精神・難病 : 台東区保健予防課 精神保健担当 電話 03-3847-9405